

第二みちのく有料道路 回数券払い戻しのお知らせ

～ 令和7年3月10日(月)午前10時以降は、
回数券が使用できなくなります ～

第二みちのく有料道路では、令和7年3月10日(月)午前10時に予定されているETCレーンの利用開始と同時に、回数券が使用できなくなります。残った回数券の払い戻しについて、次のとおりお知らせしますので、御理解下さいますようお願い申し上げます。

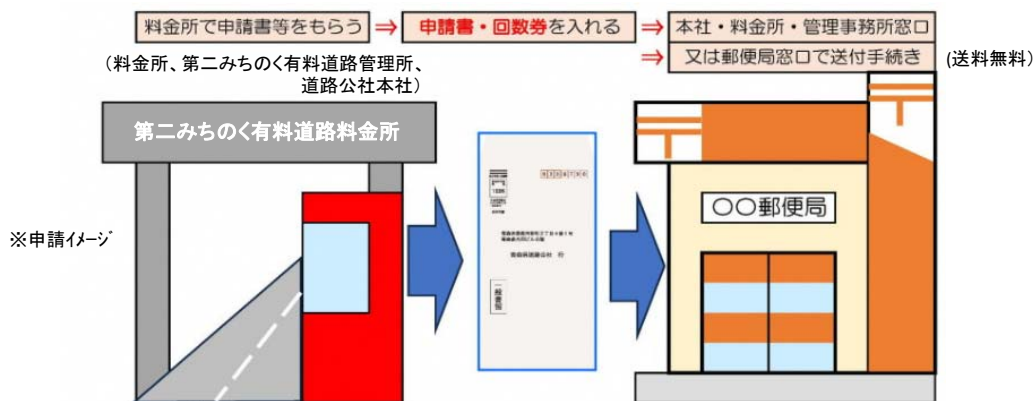
1. 受付期間

令和7年2月10日(月)～令和8年3月31日(火)

2. 申請方法

残った回数券は1回分から払い戻ししますので、公社本社・第二みちのく管理事務所・料金所に備え付けの「払戻依頼書」に必要事項を記入し、「残った回数券」と併せてご申請下さい。

「窓口申請」のほか、「郵送申請」もしています。



「払戻依頼書」等は、青森県道路公社HPからもダウンロードすることができます。

【第二みちのく有料道路 回数券払い戻し関係】

http://www.aodoko.or.jp/etc/dai2_coupon_ticket_refund.html



3. 払い戻し方法

公社が払戻依頼書を受領してから約1ヶ月後に、「口座振込」により払い戻しします。

※払戻額及び振込日については、払戻依頼書にご記入のご住所に明細をお送りします。

4. 問い合わせ窓口

青森県道路公社 総務部 TEL : 017-777-7331 (平日 8:30-12:00 13:00-17:15)

住所 : 青森県青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル8階

E-mail : haraimodoshi@aodoko.or.jp (払戻専用アドレス)